

ごみ・資源収集カレンダー

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|--------------------|------------------|---------------------|--------------------|------------------|-----|
| | | | 4/7 A…不燃 B…資源 | 8 | 9 A…可 B…可 | 10 |
| 11 | 12 A…資源 B…資源 | 13 A…可 B…可 | 14 A…資源 B…不燃 | 15 A…紙布 B…紙布 | 16 A…可 B…可 | 17 |
| 18 | 19 A…資源 B…資源 | 20 A…可 B…可 | 21 A…不燃 B…資源 | 22 | 23 A…可 B…可 | 24 |
| 25 | 26 A…資源 B…資源 | 27 A…可 B…可 | 28 A…資源 B…不燃 | 29 | 30 A…可 B…可 | 5/1 |
| 2 | 3 A…資源 B…資源 | 4 A…可 B…可 | 5 A…不燃 B…資源 | 6 A…紙布 B…紙布 | 7 A…可 B…可 | 8 |

可…可燃物 不燃…不燃物・有害ごみ 紙布…紙・布類 資源…ペットボトル 資源…びん・かん類 資源…その他容器包装プラスチック類

4月・5月上旬の休日当番医 ※診療時間 午前9時～午後5時

| 日程 | 医療機関 | 診療科目 | 電話番号 |
|----------------|------------------------------|------------------------|--------------|
| 4月29日 (祝・木) | こどもクリニック いとう小児科 (東松山市) | 小児科 | 0493-34-4145 |
| | 瀬川病院(小川町) | 内科・外科 | 0493-72-0328 |
| 5月2日(日) | ほしこどもおとな クリニック(東松山市) | 小児科・内科・ アレルギー科 | 0493-24-0753 |
| | 宏仁会小川病院 (小川町) | 内科 | 0493-73-2750 |
| 3日(祝・月) | シャローム病院 (東松山市) | 内科・外科 | 0493-25-2979 |
| | たばた小児科 (吉見町) | 小児科・内科・循環 器科・アレルギー科 | 0493-54-8822 |
| 4日(祝・火) | こどもクリニック いとう小児科 (東松山市) | 小児科 | 0493-34-4145 |
| 5日(祝・水) | いちごクリニック (東松山市) | 内科 | 0493-36-1115 |

| 電話番号 | 受付時間 |
|--|--|
| 休日や夜間の急病相談 | |
| 救急電話相談 # 7119 または ※ 048-824-4199 | 毎日 24 時間 |
| ※電話相談は医療行為ではなく、電話でのアドバイスにより相談者の判断の参考としていただくものです。 | |
| 平日夜間時のお子さんの急病・けがなど | |
| 比企地区 こども夜間 救急センター 0493-22-2822 | 【受付】月～金の午後 7 時 30 分～10 時 【診察】月～金の 午後 8 時～10 時 |
| 場所：東松山医師会病院内(東松山市神明町 1-15-10) | |

お知らせ

ごみの減量と集積所の適正利用のお願い

新年度が始まるこの時期は、例年ごみの排出量が多くなります。埼玉県西部環境保全組合の報告では、鳩山町における令和元年度

中の燃やせるごみは、約3500t(前年比1.9%増)、燃やせないごみ約222t(前年比5.5%増)と増加しております。生活にも変化が訪れるこの時期に、Reduce(リデュース・減らす)Reuse(リユース・再利用)Recycle(リサイクル・再利用)を覚えていただき、ごみの減量化・資源の循環にご協力をお願いします。

また、ごみの排出の際には、多くの方に「ごみ集積所を適正にご利用いただいているところ」が分別ができていない、指定日が守られていないなど、事業系ごみが出されているなど、不適正な利用も見受けられます。ごみ集積所の利用は、近隣の方や清掃当番の方などのご理解とご協力によって成り立ちますので、ごみの排出の際に

野外焼却(野焼き)は禁止されています

野外焼却(野焼き)は、火災の原因になるだけでなく、燃焼温

度が低いためダイオキシンなどの有害物質、煙や臭いが発生し、環境の悪化や近隣トラブルにも繋がる大変危険な行為です。町では、一部の例外を除き、野外焼却は全面的に禁止としておりますので、決して行わないようお願いいたします。

▼問合せ 役場産業環境課 0296-5894



暮らしの情報

Life Information



就労・試験

国税専門官採用試験

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官(国家公務員)を募集します。

- ▼受験資格
- ①平成3年4月2日～平成12年4月1日生まれの方
 - ②平成12年4月2日以降生まれの方で次の①②に該当する方



- ①大学(短期大学を除く。以下同じ)を卒業した方、及び令和4年3月までに大学卒業見込みの方
- ②人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方

▼試験日

【第1次試験】 6月6日(日)

【第2次試験】 7月5日(月)～16日(金)で指定する日

▼申込 3月26日(金)午前9時～4月7日(水)(受信有効の間に、原則インターネット <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.htm>)で受付。

▼問合せ
「インターネット申込関係」

募集

令和3年度慰霊巡拝参加者募集

厚生労働省では、先の大戦における戦没者を慰霊するため、遺族を対象とした慰霊巡拝を実施しています。

▼日時 8月下旬から順次実施

▼実施地域 ハバロフスク地方、中国東北地方、東部ニューギニア、フィリピン、硫黄島など

▼費用 概ね2万円～35万円(地域により異なります)

▼申込期限 4月16日(金)以降順次締切(地域により異なります)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止になる可能性があります。あらかじめご了承ください。

埼玉県食品表示調査員を募集中



▼対象 県内在住で20歳以上の方

▼任期 令和3年6月～令和4年3月

▼内容 日頃の買い物を通して食品販売店で食品の表示を確認し、定期的に県に報告(年間20店舗程度)

※6月の研修会(半日程度)にご参加をお願いします。

▼謝金 年間で50000円(年間上限額。研修や調査に対する交通費等の支給はありません)

▼定員 100人(選考)

▼申込・問合せ 4月19日(月)までに、郵便、ファックス、または県ホームページの電子申請から①氏名(フリガナ)、②住所、③電話番号、④年齢、⑤職業、⑥応募理由(100字程度)を明記のうえ、県農産物安全課(048-1830-4110)へお申し込みください。選考結果は、5月末までにお知らせします。

有料広告スペース



暮らしの『相談室』

4月中旬～5月上旬

■**県の法律相談【要予約】**
 日時:4月13日(火) (祝日を除く毎月第2火曜日) 午後1時～4時 場所:ウェスタ川越4階(県川越総合地域振興センター相談室) 問合せ:県民相談総合センター ☎ 048-830-7830

■**行政書士無料相談会【要予約】**
 日時:4月15日(木) 午前9時～正午 主催・場所・問合せ:鳩山町商工会 ☎ 296-0591

■**行政相談・人権相談【要予約】**
 日時:4月19日(月) 午後1時～3時 場所:役場3階305会議室 問合せ:総務課 ☎ 296-1214

■**行政書士による無料相談会【要予約】**
 日時:4月28日(水) 午前9時～正午 場所:役場3階305会議室 問合せ:総務課 ☎ 296-1214

■**ニュータウンふくしプラザ保健師相談会**
 日時:5月10日(月) 午前10時30分～11時30分 場所:ニュータウンふくしプラザ 内容:町の保健師による血圧測定や健康に関する相談 問合せ:町保健センター ☎ 296-2530

■**税のことなんでも相談【要予約】**
 対象:町内在住・在勤者 日時:5月11日(火) 午前10時～正午 場所:役場1階相談室 申込・問合せ:税務会計課 ☎ 296-5892

■**女性相談【要予約】**
 日時:5月11日(火) 午後1時～4時 場所:役場3階301会議室 問合せ:総務課 ☎ 296-1214

■**町民法律相談【要予約】**
 日時:5月21日(金) 午前10時～正午 場所:役場3階301会議室 問合せ:総務課 ☎ 296-1214

■**生活困窮者自立相談(生活保護受給者は除く)**
 日時:月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時 場所・問合せ:アスポーツ相談支援センター埼玉西部・毛呂山出張所(ウィズもろやま内) ☎ 080-2274-1445、FAX295-7258

■**生涯学習相談**
 日時:毎週木曜日 午後1時～4時 場所・問合せ:教育委員会事務局 ☎ 296-1263

■**消費生活相談**
 日時:毎週木曜日 午前10時～正午、午後1時～3時 場所・問合せ:産業環境課 ☎ 296-5895

■**その他相談**
 日時:平日(月～金曜日) 午前8時30分～午後5時 場所・問合せ:総務課 ☎ 296-1214

相談

ご活用ください
年金事務所での予約相談

全国の年金事務所では、年金の予約相談を実施しています。予約をするとう年金事務所まで長時間待つことなく、相談内容を事前に伝えておくことで、相談内容にあった職員から、より丁寧な説明を受けることができます。

お知らせ

ご協力ください
春の全国交通安全運動

町では、交通ルールの遵守と正しい交通ルールの実践を習慣づけることにより交通事故防止の徹底を目指しています。皆さまのご協力をお願いします。
 ▼実施期間 4月6日(火)～15日(水)の10日間

▼スローカーン 人も車も自転車も安心・安全埼玉県



- ▼重点事項
 - 【埼玉県内】横断歩道の徹底な歩行者優先の徹底
 - 【鳩山町内】
 - ①交差点事故の撲滅
 - ②自転車事故の撲滅(自転車乗車時、除加入等啓発指導含む)
 - ③飲酒運転の撲滅

令和3年度の成人健(検)診について

令和3年度の集団及び個別の成人健(検)診は、広報はとやま5月号で日程等の詳細をお知らせします。
 また毎年、全戸配布していた「鳩山町健(検)診カレンダー」は、広報はとやま5月号と併せて全戸配布いたします。
 ▼問合せ 町保健センター ☎ 296-12530

水道使用の開始や中止、使用者の変更には届出が必要です

引越しやリフォームなどで、水道の使用開始及び中止、または使用者が変わるときには、それぞれ所定の書類(町ホームページにも掲載)にて申請をお願いします。
 ▼申請方法 役場水道課、またはホームライフ管理(株)鳩山支店(役場東出張所の隣)にあります。に備え付けの申請書類に必要事項を記入し、押印をお願いします。
 ※電話での申請はできません。
 ※水道使用開始の際には、現地で実際に水が出ることや漏水などがないかの立会いをお願いします。

▼受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
 ▼問合せ 役場水道課 ☎ 296-12228

固定資産課税台帳の縦覧を実施します

固定資産税の納税者が所有する土地・家屋の価格と、周辺の

土地・家屋の価格を比較し、所有する土地や家屋に関する評価が適正かどうかを確認していただくため、固定資産課税台帳の縦覧を実施します。

なお、土地・家屋に関する個人情報(所有者、税額等)は、縦覧の対象ではありません。縦覧の際には本人確認ができる書類と印鑑をお持ちください。また、代理人に依頼する場合には委任状が必要となります。

▼縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月) (土・日曜日、祝日を除く)
 ▼縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分
 ▼縦覧場所 役場税務会計課
 ▼手数料 無料
 ▼問合せ 役場税務会計課 ☎ 296-15892

令和3年4月から
新生児の聴覚検査の助成を開始します



新生児聴覚検査とは、赤ちゃんの聴覚に問題がないかを早期に確認する検査です。1000人に1～2人の赤

ちゃんに生まれつき聞こえにくさがあるとされています。検査により、聴覚の問題を早期に発見し、適切な治療を行うことで、赤ちゃんの言葉の発達と心の成長に大きな効果が期待できます。

▼助成対象者 令和3年4月1日以降に検査を受ける新生児
 ▼検査費用の助成 1人につき1回(初回検査)
 ▼検査方法 自動聴性脳幹反応(自動ABR)または耳音響放射(OAE)のどちらか
 ▼助成券の交付 妊娠届出時に交付。検査を受ける際は、助成券と一緒に母子手帳を提示してください。令和3年4月1日以前に妊娠届出をした方で助成券がない方は、検査を受ける医療機関にご相談ください。

▼助成券の有効期間 原則、対象者の生後1か月まで。
 ※ただし、検査を実施していない医療機関で出生した場合や、未熟児など特別な配慮が必要な対象者については、医師の判断により生後6か月に達する日まで有効とします。

▼問合せ 町保健センター ☎ 296-12530

令和3年4月からの児童扶養手当等の手当額のお知らせ

令和3年度手当額は、左表のとおり、令和2年度と同額です。

| 手当の名称 | | 手当額 |
|-----------|------|--------------------|
| ①児童扶養手当 | 全額支給 | 月額 43,160円 |
| | 一部支給 | 月額 10,180円～43,150円 |
| ②特別児童扶養手当 | 1級 | 月額 52,500円 |
| | 2級 | 月額 34,970円 |
| ③特別障害者手当 | | 月額 27,350円 |
| ④障害児福祉手当 | | 月額 14,880円 |
| ⑤経過的福祉手当 | | 月額 14,880円 |

なお、児童扶養手当の支給対象児童の加算額は、2人目1万1900円(全部支給)、3人目以降1人につき6110円(全部支給)です。

▼問合せ 【右表①②に関すること】役場町民健康課 ☎ 296-15891 【③～⑤】役場長寿福祉課 ☎ 296-12441

有料広告スペース

お知らせ

学生納付特例制度の申請受付が始まります

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。制度の承認期間は4月～翌年3月までの1年間です。昨年度申請をして承認されている方も、継続して猶予を希望される場合は申請が必要です。

また、この制度により昨年度猶予されている方で、今年度も引き続き在学予定の方には、4月中に年金事務所から基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の申請書が送付される予定です。昨年度と同一の学校在籍とされている方は、ハガキを年金事務所へ郵送することで簡単に申請ができます。

▼**手続き場所** 役場町民健康課 保険年金担当窓口、または東出張所（ハガキをお持ちの方は直接ポストへ投函してください）
▼**必要なもの** ◇個人番号カード、または年金手帳 ◇学生証、または在学証明書（学生証は表と裏の両面のコピーでも可）
※ハガキで提出される場合、学生証のコピーや在学証明書などを送付する必要があります。

町内の『サロン』

■総合福祉センター内常設型サロン

対象：どなたでも利用可 開設日時：毎日（土・日・祝日・年末年始を除く）午前10時～午後5時
場所：総合福祉センター1階（大豆戸183-5）
問合せ：町社会福祉協議会 総合相談支援窓口 ☎ 298-5772

■ニュータウンふくしプラザ

対象：どなたでも利用可 開設日時：毎日（日・祝日・年末年始を除く）午前10時～午後5時
場所：鳩山町コミュニティ・マルシェ内（松ヶ丘1-2-4 タウンセンター1階） 問合せ：ニュータウンふくしプラザ ☎ 290-5469

■はーとんカフェ今宿

対象：町内在住の概ね65歳以上の方とその家族
開設日時：毎週火・金曜日（祝日・年末年始を除く）午前10時～午後4時
場所：今宿532-7（プラザM内） 問合せ：はーとんカフェ今宿 ☎ 296-6776

■鳩ヶ丘のびのびプラザ

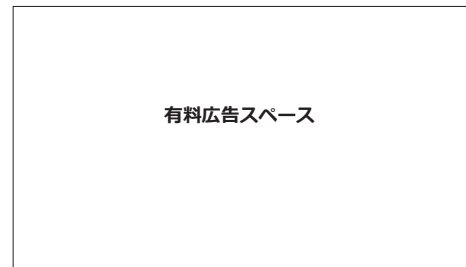
対象：町内在住の高齢者 開設日時：毎日（日・祝日・年末年始を除く）午前9時～午後4時
場所：鳩山小学校内 問合せ：鳩ヶ丘のびのびプラザ ☎ 296-1571

■精神保健福祉コミュニティサロン

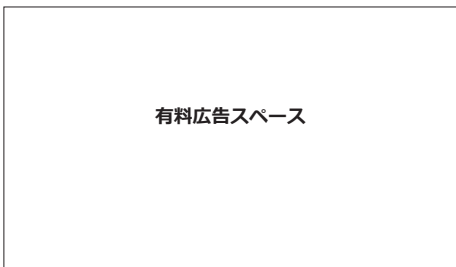
対象：町内在住の心の健康に悩みのある方とその家族、支援者など 日時：4月8日（木）・22日（木）午後2時～午後4時
場所：町ふれあいセンター304会議室
問合せ：役場長寿福祉課 ☎ 296-1241

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公共施設等の開設状況等は変更となる場合がございます。最新情報は、町ホームページなどをご覧ください。か、各施設等へお問い合わせください。

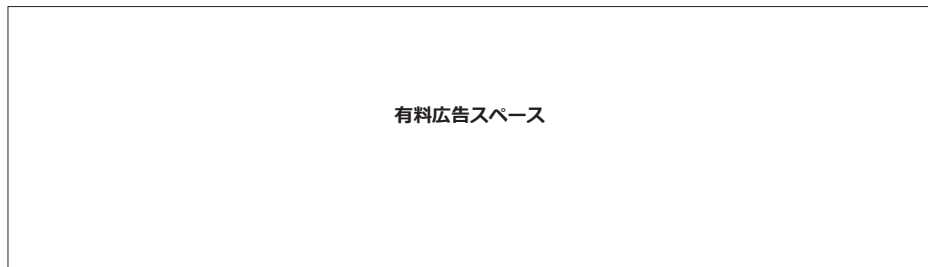
有料広告スペース



有料広告スペース



有料広告スペース



接種を希望の方は事前に保健センターへお問い合わせください
高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種



肺炎球菌ワクチンは、すべての肺炎に有効ではないものの、肺炎の主な原因である「肺炎球菌」による肺炎にかかった際に「軽症で済む」「抗生物質が効きやすい」などの効果を得ることができます。

しかし、肺炎球菌ワクチンは5年以内に再接種した場合、注射部位の痛み、発赤等の副反応が強く起こりやすいとの報告があるため、接種前には接種歴を必ず確認するなど注意が必要です（厚生労働省・肺炎球菌感染症（高齢者）Q&A参照）。

令和3年度の対象者（下表）に該当する方は、事前に町保健センターへご連絡ください。

■問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

■対象者 以下の項目①、②両方に該当する方
①下表の生年月日の方（誕生日前から接種可能です）
②過去に成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方

■対象期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

■接種回数 1回限り ※過去に接種したことのある方は対象外となります。

■接種費用 自己負担5,000円 ※生活保護の方は無料

■接種方法 対象者に該当し、接種を希望する方は、町保健センターへご連絡ください。接種歴等を確認後、接種方法等の詳細をご案内します。

令和3年度の成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン定期接種対象者

| | | | |
|-----|---------------------|------|---------------------|
| 65歳 | 昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 | 70歳 | 昭和26年4月2日～昭和27年4月1日 |
| 75歳 | 昭和21年4月2日～昭和22年4月1日 | 80歳 | 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日 |
| 85歳 | 昭和11年4月2日～昭和12年4月1日 | 90歳 | 昭和6年4月2日～昭和7年4月1日 |
| 95歳 | 大正15年4月2日～昭和2年4月1日 | 100歳 | 大正10年4月2日～大正11年4月1日 |

60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者1級程度）

※公費助成による定期接種の機会は生涯1度です。5年ごとに受けられるものではありません。

西入間地区防犯協会
防犯ポスター募集

または日本年金機構 川越年金事務所 ☎ 242-2657

▼応募資格 坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町に在住・在学の小学生以上の方

▼作品のテーマ
①安全・安心なまちづくり全般
②振り込め詐欺被害防止
③子どもと女性の犯罪被害防止

④住宅を対象とした侵入犯罪防止
⑤少年の非行防止
【特別テーマ】
自転車盗難被害防止

▼作品の規格 用紙サイズは4ツ切から8ツ切の範囲内

※自作のスローガン（標語）は絶対に入れないでください。入れた場合は審査対象になりません。

▼締切 6月10日（木）必着

▼その他
○作品は1人1点、未発表のものに限る

○応募者全員に参加賞を贈呈
○優秀作品には、県、または西入間地区防犯協会から表彰状と副賞を授与

▼応募先 応募者の住所・氏名（ふりがな）、職業・学校名・学年、年齢、電話番号、作品の説明を裏面に明記の上、左記協会まで郵送か持参

▼問合せ・提出先
〒350-0215 坂戸市関間2-4-17 西入間警察署内 ☎ 281-8484